

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS (太平洋軍備撤廃運動) / 平和資料協同組合 (準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

毎月2回1日、
15日に発行。

●編集責任者 梅林宏道
●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

16 96/3/1

¥100

仏地上核全廃

失うもののない 軍縮ジェスチャー 弾頭数で4%にすぎない

2月22日、シラク大統領はフランスの地上核の全廃を表明した。その内実を以下に具体的に検証する。すでに役に立たなくなっていた核兵器を廃棄し、戦略原子力潜水艦への依存を強める核兵器の合理化である。同時に、やはり地上核兵器をもたないイギリスとの核戦略統合の条件がいつそう進んだことも、ユーロ・ボム(欧州核)との関連で見逃せない。

これまで核兵器の削減は米ソ(口)間の2国間交渉や相互に影響し合いながらの一方的削減によって行われてきた。米国との結びつきの強いイギリスでは、米国の核軍縮に引きずられながら、海軍戦術核の廃棄など多少の核政策の転換を行ってきた。しかし、フランスはこれらの動きに超然として、冷戦末期から今日にかけて、まったく核兵器削減を行ってこなかった。

その意味では、やっとフランスが冷戦後に当然行われるべき核政策の転換を公式に表明したことは、「時代の流れとしての意味」はある。

しかし、内容的には今回の発表は当然すぎるほど当然のもので、核軍縮のうえで新しいインパクトを生むものではない。フランスが失うものが何もない軍縮ジェスチャーを、シラク大統領が厚顔に行っているという印象である。

表に示したように、フランスが現在まで保有している地上核は、中距離核ミサイル(IRBM)に属するSSBS(地対地戦略弾道ミサイル)S3D、移動式短距離核ミサイルであり、最近まで配備されていたプルトンにおき代わるために開発されたアデの2種類である。しかし、アデはまだ一度も実戦配備されたことはなく、冷

戦後の地上核の方針が定まらないまま保管状態にあったものである。表においても実戦配備の核弾頭の総計には数えていない。

■短距離核

数の上では短距離核プルトンが、最近までフランスの地上核の大部分を占めていた(42弾頭)。しかし、1993年末までにすべてが退役してしまった。プルー

トンはキャタピラーつきの発射トラックに乗った短距離ミサイルで、射程は約120kmであった。欧州地上戦を想定したこの核兵器が、冷戦後その意味を失ったのは当然であった。1991年8月には、プルトン配備の第15連隊が解体されたのを皮切りに、その撤退が徐々に進行した。

それに代わるべく開発されていた射程480kmの短距離核アデは、トレーラー

(2ページ下段につづく)

現在のフランスの核兵器

運搬手段	核弾頭数×爆発力 弾頭種類 貯蔵弾頭数		
航空機			
ミラージュ IVP/ASMP	1 × 300 kt	TN80	18
ミラージュ 2000N/ASMP	1 × 300 kt	TN81	42
地上配備ミサイル (今回発表で全廃される予定)			
SSBS S3D (IRBM)	1 × 1 mt	TN61	18
アデ	1 × to 80 kt	TN90	(30)
潜水艦発射ミサイル			
MSBS M4A/B	6 × 150 kt	TN70/71	384*
空母配備航空機			
シュペール・エタンダール/ASMP	1 × 300 kt	TN81	20
計			482

*現在の戦略原潜ルドゥタブル級の5隻のうち4隻のみを満たす弾頭がある。1隻当たり、16発射管×MIRV6=96弾頭。なお、96年よりトリオンファン級(M45ミサイル、TN75弾頭)が配備されるが、Nuclear Weapon Databook Vol.5 (R・S・ノリスら、1994年2月)によると2003年でも全体として5隻体制、弾頭数は変わらない。出典: R・S・ノリスら。

◆CTBT速報

議長補佐中心に水面下の調整

包括的核実験禁止条約(CTBT)の交渉のための96年核実験禁止委員会が、軍縮会議(CD)に設置されてから2月23日で、ちょうど1カ月が経過する。

この間の交渉の進捗は遅々としており、関係者はあせりの色を見せ始めている。今年中にCTBTが締結されるためには6月中旬に条約文ができなければならないというのが、一般的認識である。そのためには3月末頃までには条約成文の議長提案が行われなければならないであろう。現在は、多くの意見が括弧で並記された「ころがし案(ローリング・テキスト)」が交渉の基礎となっている。

条約の核心である「禁止の範囲」について、本質的な障害がつついている。中国が相変わらず「平和的核爆発」の条約からの除外を主張し、ロシアはクリントン・エリツイン会談での合意にもかかわらず、CDで「ゼロ・イールド」への意思表示をまだしていない。小さな進展としては、ドイツが「実験準備」を禁止の範囲に含めるという提案を撤回し、インドネシアが爆発以外の実験も禁止する提案を自制した。この結果、オーストラリア案(本誌7号)への支持がさらに強まった。

そのほか、前文、立入り検査、発効など意見の分かれる条項については、議長補佐(フレンド・オブ・チェア)を中心に会議の間をぬった水面下の調整が続けられている。(レベッカ・ジョンソン、サイモン・キャロルの情報からまとめた。)Ⓜ

(1ページからつづく)

で移動する発射台から発射される。アデは、一度も実戦配備されることなく今回の方針で廃棄されることが決定した。

■中距離核

中距離戦略核S3Dに関しても、似たような事情がある。ソ連が戦略攻撃の対象であったから、フランスの場合、米ソのような大陸間弾道弾を必要としない。したがって、フランスの地上発射弾道ミサイルは、射程3500kmの中距離弾道ミサイル(IRBM)である。南フランスのアルピオン高原の360km²の広大な地域に分散して埋められた地下サイロに配備されている。

S3Dは、すでに旧式化して精度のあがったソ連のミサイルには脆弱化してお

アメリカがCTBTに加盟するための6つの条件

アメリカがいわゆる「ゼロ・イールド」の包括的核実験禁止条約(CTBT)の方針を出すにあたって、国内的に6つの条件をつけていることが明らかになった。以下の文書は、米エネルギー省が未臨界実験計画を発表するに当たって(前号参照)、その内容を明らかにしたものである。ここに言う「科学的備蓄兵器管理プログラム」の一環として未臨界実験を行うというのが米国の言い分である。

米エネルギー省発表全文(1995年10月27日発表)

事実資料

包括的核実験禁止条約に対する保障措置

包括的実験禁止条約(CTBT)には以下の条件が課せられるものとする。

- A. 実戦配備されている核兵器の安全性と信頼性について高度の確信をもちつづけるため、有効かつ継続的な広範囲の実験プログラムを含む、「科学的備蓄兵器管理プログラム」(Science Based Stockpile Stewardship)の実施。
- B. 近代的原子核研究施設と、理論的で先駆的な原子核技術のプログラムを維持することによって、その担い手として核技術の継続的進歩を可能にする科学者の人的資源をひきつけ、保持し、継続的な志願者を確保すること。
- C. 万一、合衆国がこの条約に束縛されなくなる事態に備えて、CTBTによって禁止されている核実験を再開するための基礎的能力を維持すること。
- D. われわれの条約監視能力とその活

動を改善するための包括的な研究開発プログラムの継続。

- E. 世界全体の核兵器保有数、核兵器開発プログラム、それに関連した核プログラムについての正確で包括的な情報を保証するための、広範囲な情報収集、分析能力、分析活動の継続的發展。
- F. 核兵器評議会、エネルギー省所属の核兵器研究所の所長たち、および合衆国戦略軍司令官の勧告に基づいて、もし国防長官およびエネルギー省長官が、わが国の核抑止力にとって致命的に重要であると考えられるタイプの核兵器の安全性と信頼性に高度の確信を保証できなくなったと合衆国大統領に報告したときには、大統領は議会との協議の上、いかなる実験であれ必要な実験を実施するため、「至高の国家的利益」条項にもとづいて、CTBTから脱退することを考慮するものと理解すること。(訳:山田英二)Ⓜ

り、その代替案をめぐって論争が続いていた。サイロ式にかわって移動式戦略ミサイルの開発研究が進められたが、91年7月にはそれを中止した。そして、91年11月には、次世代の潜水艦発射ミサイルM5を变形してサイロ発射型の地上発射中距離弾道ミサイルとして使えるようにする、いわゆるハイブリッド・ミサイルの研究が発表された。しかし、この方向を押し進めるか否かの決定は、冷戦後の核戦略の確固たる方針が出ない中で、先送りされていた。「フランスは地上発射ミサイルの代替を止めて退役させる可能性がある」と、すでに1994年にNRDC(天然資源保護評議会)の専門家R・S・ノリスは述べていた。

今回の地上核全廃は、このような流れの中で出ていた結論を、最終的に確認

したものである。

■戦略原潜重視とユーロ・ボム

表で明らかのように、地上核全廃によっても、フランスの核弾頭は、18個、つまり全体の4%が減るに過ぎない。潜水艦発射ミサイルが、フランス核戦略の圧倒的に大きな部分を占めているからである。現在、ルドゥダブル級の原潜5隻が現役であるが、実際には4隻が核ミサイル搭載状態にあるとされている。大部分はM4Bというミサイルを積んでおり、その射程は約5000kmである。射程はイギリスのポラリス型ミサイルと同程度であるが、多弾頭率などの性能は米国のトライデントIID5ミサイル(射程7500km)に匹敵する。

(4ページ上段につづく)

対人地雷禁止への圧力強まる

地雷はそれを埋めた者が過ぎ去った後でも戦い続ける。戦者の孫がおじいさんの戦争の犠牲者になる可能性もあるのだ。

現在、カンボジアをはじめとして62の国々が、地雷によって苦しめられている。15分に1人の割合で地雷によって死亡している。特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)再検討会議において、地雷の包括的禁止への道が探られている。

世界の平和運動でも、この問題への関心が高まっており、日本の運動の立ち遅れが気になる。4月22日～5月3日には、ジュネーブで次の検討会議が開かれる。

各国の対人地雷輸出政策

輸出禁止を宣言している国

オーストラリア、ベルギー、カンボジア、カナダ、フランス、アイルランド、日本、ノルウェー、フィリピン、スイス

現在、対人地雷を輸出していないこと、将来においても輸出をする意思のないことを宣言。

包括的一時停止を宣言している国

アルゼンチン、ベラルーシ、ルーマニア、エクアドル、ドイツ、ギリシア、イスラエル、イタリア、ラトビア、ポルトガル、韓国、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、アメリカ

すべての国に対するすべての対人地雷の輸出の一時停止を宣言。一時停止の期限については、不確定の国と、1年から5年の国がある。

制限付き一時停止を宣言している国

デンマーク*、フィンランド*、ルクセンブルク*、オランダ*、ポーランド**、ロシア**、英国*

*地雷条約議定書非加盟国に対し行なう輸出、非自然解体対人地雷、探知不能対人地雷の輸出(1995年のEU共同決議、または相互宣言)の一時停止

**非自然解体対人地雷、探知不能対人地雷輸出の一時停止

現在、輸出を行っていないと宣言している国

ブラジル、チリ、キューバ、エクアドル、ハンガリー、ヨルダン、マルタ、パキスタン、スロベニア、タイ、トルコ

輸出の一時停止を正式に宣言していないが、現在、対人地雷を輸出していないと公的に言明。

いまだに輸出を続けている(?)国

ボスニア、ブルガリア、中国、エジプト、イラン、イラク、セルビア、シンガポール、ベトナム、ジンバブエ

これらの国は過去において対人地雷を輸出していたことが知られているが、輸出の禁止、一時停止、現在輸出がないことを宣言していない。

「CPR地雷アップデート」より (CPR=平和と和解のための連合、ブノンペン)



米軍基地が建設される可能性のある6地域が明示されている。

米国側は、危機がない限りベラウを利用する計画はないと述べているが、危機の定義があいまいなため、沖縄からの米軍の撤退が危機ととらえられる可能性もある。

米国は、ベラウの独立に際して、世界初の非核憲法を廃止することを求めた。10年にわたって、国民選挙、政治的暴力、陰謀が行われた後、ベラウは米国の要求をのんだ。米国は、自由連合協定の期限が通常15年のところを50年という長いものにした。

自由連合協定に反対してきたケルダーマンさんは、米国人が戻ってくるのは時間の問題だと考えている。彼女は、「彼らが、憲法改定、自由連合協定承認のための選挙を何度も強制したので、彼らが帰ってくるだろうという気が強くなります。協定の80%から90%は軍事条約であって、市民的なものではないのですから」と述べている。

ワシントンにはすぐには軍事利用する計画はないと述べている。

(「ラジオ・オーストラリア」1995年12月、「パシフィック・ニュース・ブリトゥン」1996年1月号より転載) M

在沖米軍基地縮小交渉 ベラウの人々をおびやかす

沖縄の米軍基地縮小についての日米両政府の合意が、ベラウ(パラオ共和国)の人々に不安を与えている。フィリピンからわずか700キロ東に在るベラウは、米軍の後方基地である。ベラウは、1994年、米国の国連信託統治支配からの独立を達成したが、それは、米国が今後50年間、米軍基地を建設することができる

という条件付きであった。米国は、第二次世界大戦時にベラウが役に立つことを発見し、冷戦終了後も戦略的に位置している島じまの利用をやめようとしていない。現在でも米国はどの土地でも60日前の予告で占有する権利を有する。自由連合協定には、飛行場、軍港、本島の半分を占める密林訓練地区などを含む

(2ページからつづく)

そのうえ、フランスはM45という改良型ミサイル(小型、軽量、ステルス)を、今年から新しく配備するトリアンファン級の1号艦に搭載する予定である。このミサイルに載る核弾頭TN75の最終確認のための核実験が、今回の一連の実験の2回目に行われた。

しかし根本問題は、これらの戦略ミサイルが何をターゲットとして配備されるのかである。これに対する理論の名に値する理論はまったく登場していない。本誌12・13合併号に英・仏が共同の核ドクトリンを進展させようとしていることを紹介したが、ユーロ・ボム構想の背後でこの問題がいかに決定されようとしているか重大な関心を注ぐ必要がある。ユーロ・ボムについては次号で紹介する。(梅林宏道) M

日誌

1996.2.6~2.19

(作成:笠本丘生)

GP=グリーンピース/NZ=ニュージーランド/ICJ=国際司法裁判所/ASEAN=東南アジア諸国連合/APEC=アジア太平洋経済協力会議/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構

- 2月6日 シラク大統領、一連の地下核実験で得られた核技術情報を米にも提供したことを確認。ランス市市長、記者団に明かす。
- 2月6日 仏外務省、仏米英3カ国が3月下旬、フィジーの首都スバでラロトンガ条約議定書を調印すると意向表明。
- 2月6日 米エネルギー省、米国が冷戦時代を中心とする50年間に扱ったプルトニウムの総量を公表。生産と輸入の合計量111.4t。イラク、インド、パキスタンなどへの輸出も。
- 2月6日 橋本首相、国会内で、SPF議長を務めるパプアニューギニアのチャン首相と会談。核実験早期停止で一致。

定期購読者のみなさんへ

一誌代切れのメッセージについて

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

紹介

平和資料協同組合が、具体的な 在日米軍削減案をつくりました。

●<市民の提案>「極東条項」による在日米軍削減案<骨子>

作成:平和資料協同組合・米軍削減案作業グループ(責任者:梅林宏道)
1996年2月 A4版 32ページ 頒価1500円(送料別)

在日米軍は、日米安保条約の制限と関係なくペルシャ湾、アフリカ東海岸まで日常的に展開している。条約に定められている通り、極東条項を守るだけで在日米軍は現在の59000人(母港軍艦を含む)から9300人まで削減できることを、資料を駆使して明らかにしている。平和資料協同組合は、米国の情報公開法を駆使して、米軍内部資料を蓄積してきた。それを活用してこの提案は実現した。

内容

1. 提案の目的
2. 方法論
3. 部隊評価-陸軍
4. 部隊評価-海軍
5. 部隊評価-海兵隊
6. 部隊評価-空軍
7. まとめ

(付属資料)

1. 米国防省発表・在日米軍部隊表
2. 在日米軍兵力の内訳
3. 「極東の範囲」に関する政府統一見解
4. 新防衛計画大綱についての内閣官房長官談話
5. 米会計検査院による「ボトムアップ・レビュー」分析
6. 陸軍第10地域支援群の任務
7. 在日米陸軍の任務、第9軍団

- の改編
8. 基地なしの空母戦闘団と海兵即戦団展開についてのチェイニー国防長官の発言
9. 空母ミッドウェーの航跡
10. 旗艦ブルーリッジ1992年の日誌
11. 在沖海兵隊が日本の防衛任務に無関係であるとの米国防省の議会証言
12. 米太平洋軍、米中央軍の責任区域
13. 在沖海兵隊の太平洋内外での緊急配備についての米会計検査院報告
14. 米太平洋空軍の責任区域
15. 米太平洋空軍の戦闘機配備表
16. 米太平洋空軍の支援機配備表

- 2月6日 連合、原水禁、核禁会議、被爆者団体でつくる「ヒロシマ・ナガサキ原爆資料展実行委員会」、パリで原爆展開催。17日まで。
- 2月6日 リクルートがまとめた海外人気旅行先調査で、前回トップのバリは4位に転落。核実験飛行や地下鉄爆破事件の影響。
- 2月7日 カナダ政府が60年代、インドの核開発を知りながら原子力技術の供与をしていた経緯、政府公表の内閣議事録で明らかに。
- 2月7日 仏ドシャレット外相、中国訪問。江沢国民国家主席、李鵬首相らとCTBT交渉についても意見交換。仏外相の訪中は初めて。
- 2月8日 インドネシア訪問中のグレム米大統領特使(軍縮・核不拡散問題担当)、東南アジア非核兵器地帯条約について、付属議定書の消極的安全保障に関する項目の変更が署名の条件との考え表明。
- 2月8日 中国のパキスタンへのウラン濃縮装置売却疑惑。中パ両国は全面否定。米政府は当面静観の方針。共和党や議会の批判強まる。
- 2月8日 CTBT交渉を進めるジュネーブ軍縮会議本会議で、核実験継続の構え見せる中国を米が批判、沙祖康・中国軍縮大使は「米に説教する資格はない」と強く反駁。
- 2月9日 来日中の米グレム軍縮特別代表、交渉中のCTBTについて「6月末までに条文を完成させたい」と意欲を表明。
- 2月9日 パキスタンのアリ外相、米タルボット国務副長官と会談。中国からのウラン濃縮用磁石輸入疑惑を改めて否定。
- 2月9日 中国の江沢民・国家主席、訪問中の仏ドシャレット外相と会談。CTBT交渉などで双方に意見の相違の存在を示唆。
- 2月9日 原水協などによる「原水爆禁止1996年世界大会」実行委員会、今夏の大会日程と参加募るアピール文発表。
- 2月9日付 長崎市、被爆後を映した未公開

- フィルムを米ワシントン国立公文書館から入手。4月オープン。長崎原爆資料館で紹介の予定。
- 2月10日 米露両外相、ヘルシンキで会談。START IIの早期批准やCTBT締結に向けた努力継続で合意。
- 2月10日 一昨年夏、モスクワ発の民間航空機から高濃度プルトニウム363gがミュンヘン空港で押収された事件でロシア治安当局、ロシアの原子力施設から流出したことを初めて認める。独メディア報道。
- 2月10日 広島県教職員組合の7人、シンガポール訪問。現地の教職員に原爆の惨状を語る一方、広島の日陸軍第五師団の同国攻略戦の際の加害の様子を聞く。教材を作製。
- 2月11日 創価学会、核兵器廃絶など目指して、戸田記念国際平和研究所を開設。所長はハワイ大のテヘラニアン教授。
- 2月15日 シラク大統領、ムルロア環礁での再開核実験に関連し、現地の核実験所長を務めた空軍中將を大將に、抗議活動を封じ込めた海軍少將を中將に昇格。
- 2月15日 「核時代 昨日・今日・明日」連載の中国新聞社・田城明氏に95年度のボーン・上田記念国際記者賞。連載は94年11月~95年4月まで。
- 2月16日 CTBT条約締結後、初年度に必要な予算が約7,500万ドル(約75億円)との公式試算が明らかに。日本は初年度だけで約10億円の見込み。
- 2月16日 「とちぎ産業フェア'96」で、日本のデザイナーたちが、仏はじめ世界各地にFAX送信した反核アピールのポスター160点を展示。
- 2月18日 米共和党大統領指名候補の保守派評論家ブキャナン氏、ABCテレビに出演、日韓台が核武装する可能性があると言明。
- 2月19日付 インドのゴース軍縮大使、「核保有国の核廃絶目標期限をCTBTに盛り込む」とのインド提案を中国も非公式に支持と語る。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-(6ヶ月¥2,500-)です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

志沢勝彦(平和資料協同組合)、照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(PCDS)、山田英二、鈴木かずえ(グリーンピース・ジャパン)、中田眞里子(平和資料協同組合)、梅林宏道